

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

／Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

国連総会・核軍縮「日本決議」案について ピースデポが外務大臣に要請

ゲームを変える画期的な決議案を示せ

安倍首相は、広島と長崎における原爆の日の挨拶で、今秋の国連総会に新しい核軍縮決議(新「日本決議」)を提案すると表明した。

新「日本決議」は、次回NPT再検討会議を射程に入れるとすれば、今後5年間継続されるものの原型となる。被爆者の平均年齢が80歳を超えたことを考えると、日本政府が核兵器政策における言行不一致を正し、被爆者に対して誠意を示す最後のチャンスであろう。

国際的にみると、核兵器の近代化をめざす核保有国の巨額投資の勢いが増し「核兵器のない世界」への展望が見えないこと、ウクライナ、NATOをめぐる米口間の緊張の激化、貧困・差別によって不安定化した地域の地球的な拡大、といった状況の中で、核兵器が計画的であれ偶発的であれ使用されるリスクが高まっている。新「日本決議」はこの行き詰まりを打ち破るような、従来の繰り返しではない新しいメッセージを発することが問われている。核兵器使用がもたらす壊滅的な人道上的影響について国際的な意識が高まっていることを基礎にして、日本の果たすべき歴史的責任が今ほど問われているときはない。

日本の市民社会は国連総会決議のもつ役割を軽視している可能性がある。私たちピースデポは1995年NPT再検討・延長会議の直後から、情報誌「核兵器・核実験モニター」(月2回発行)を発行しつつ、1994年の第1回「日本決議」以来の日本決議の動向を見守ってきた。

そこで得られた知見によると、国連総会決議は、その後の核軍縮の動向に無視できぬ影響を与えている。河野洋平外務大臣(村山内閣)による1994年の第1回日本決議は、1995年NPT再検討・延長会議に影響を与え、会議の決定における「究極的廃絶」という文言に使われた。市民社会が「究極的」に代わるより革新的な用語への要求を事前に強めていれば、状況は改善できた可能性がある。新アジェンダ連合の国連総会決議は、NPT再検討会議の2000年合意の「明確な約束」を生み、2010年合意で引用された国連事務総長の5項目提案に含まれる「相互に補強しあう別々の条約の枠組み」という文言を生み出した。

このことに関して、日本政府が「日本決議」が多く国の賛成を得ていることを強調しているが、新アジェンダ連合決議もほぼ同数の賛成決議を得ていることを忘れてはならない。

以下に、今回の要請文の全文を掲載する。(梅林宏道) ㊦

今号の内容

**ピースデポ、新「日本決議案」で
外務大臣に要請**

<表>主要国の投票パターン

<資料>**核兵器禁止のために —
「簡易型条約」と「包括的条約」に
橋をかける**(講演全訳)
ダグラス・ロウチ(カナダ名誉上院議員)

核軍縮のための新しい国連総会「日本決議」に関する 岸田文雄外務大臣への要請

2015年9月17日 NPO法人ピースデポ

§ 1. はじめに

7月27日、外務大臣は、新しい核軍縮決議案を今秋の国連総会に提出する方針を発表されました。同じ方針が、広島(8月6日)と長崎(8月9日)において、安倍首相によって示されました。被爆70年の節目の年であり、また、5月の再検討会議で合意文書を採択できなかった核不拡散条約(NPT)の新しい再検討サイクルが始まる年における国連総会であることを考えると、極めて適切なことであり、私たちも歓迎いたします。

しかし、被爆者の平均年齢が80歳を越えて最早待てない年齢に達していること、核兵器の近代化を目指す核保有国の巨額投資の勢いが増していること、核兵器が計画的であれ偶発的であれ使用されるリスクが高まっていることなど、現在の緊急性を考えると、今回の日本決議は、かつてない重要な役割を担っていると私たちは考えます。とりわけ、核兵器使用がもたらす壊滅的な人道への影響について国際的な意識が高まっている中で、その非人道性を体験している唯一の戦争被爆国である日本の果たすべき歴史的責任の重さは、計り知れないものであります。私たちピースデポは1995年NPT再検討延長会議の直後から、情報誌「核兵器・核実験モニター」(月2回発行)を発行しつつ、1994年の第1回「日本決議」以来の日本決議の動向を見守ってきました。その経過と蓄積を踏まえて、以下の要請を行います。

§ 2. 過去の日本決議について

1994年から昨年まで、21回の日本決議が提出され採択されました。日本決議は決議の名称にしたがって4期に分類できます。

第1期: 「究極的廃絶」決議(1994年~1999年)
“Nuclear disarmament with a view to the ultimate elimination of nuclear weapons” (「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」)

第2期: 「廃絶の道筋」決議(2000年~2004年)
“A path to the total elimination of nuclear weapons” (「核兵器の完全廃棄への道筋」)

第3期: 「新たな決意」決議(2005年~2009年)
“Renewed determination towards the total elimination of nuclear weapons” (「核兵器の完全廃棄に向けた新たな決意」)

第4期: 「結束した行動」決議(2010年~2014年)
“United action towards the total elimination of nuclear weapons” (「核兵器の完全廃棄に向けた結束した行動」)

これらの決議に対する各国の投票行動は別表にまとめた通りです。

概して日本決議は圧倒的多数の国によって支持されてきました。包括的核実験禁止条約(CTBT)そのものに反対したブッシュ政権の米国、差別的であるとしてNPTそのものに反対し差別的でない核兵器廃絶を主張するインド、核実験は自衛の手段であり核の脅威を排除することが先決とする北朝鮮など、明確な強い理由が示されている反対票を除けば、ほとんどの国が賛成し、内容の一部に懸念を持つ少数の国が棄権するという状況であったと要約できます。最近では総数約185か国の中、170か国前後の賛成を得続けています。

しかし、日本決議が核軍縮を前進させる点においてどれほど指導的に貢献したのかを考えると、それは極めて限られていたと言わざるを得ません。

有意義な影響を生んだものとして、河野洋平外務大臣のリーダーシップで提案された1994年の第1回決議が挙げられます。この決議のタイトルであった文言「究極的廃絶を目指した核軍縮」(“nuclear disarmament with a view to the ultimate elimination of nuclear weapons”)は、1995年NPT再検討延長会議の重要な決定文書「核軍縮の原則と目的」における文言「廃絶という究極的目標をもった世界的な核兵器の削減努力」(“efforts to reduce nuclear weapons globally, with the ultimate goals of eliminating those weapons”)として使われ、一時期の核軍縮の考え方における共通認識を形成しました。NGOは「究極的」という言葉は核廃絶の目標を遠い彼方に追いやるものとして批判しましたが、米国など西側核兵器国が棄権し、ロシアと中国が賛成したことが示すように、当時の国家レベルの反応は被爆国日本の積極的な意思表示として高い評価を得ました。

しかし、その後の日本決議はNPT再検討会議で合意された内容を踏襲するという保守的な路線に転じたと私たちは考えます。その結果、西側核兵器国が賛成に転じる一方で、第1回決議のような意欲的な内容が見られなくなりました。

因みに、1998年以来、積極的な核軍縮決議案

を出し続けている中堅国家の連合「新アジェンダ連合」も、西側核兵器国の反対を受けながらも日本決議とほぼ同数の賛成票を得てきました。彼らの総会決議は2000年NPT再検討会議の最終合意のハイライトであった「保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束」("unequivocal undertaking by the nuclear-weapon States to accomplish the total elimination of their nuclear arsenals") という文言や、2010年再検討会議の最終文書に活かされた画期的な国連事務総長の文言「核兵器禁止条約、あるいは別々の相互に補強しあう法的文書の枠組み」("a nuclear weapons convention or agreement on a framework of separate mutually reinforcing instruments") の原型となる文言を提案するなど、その後の核軍縮を先導する役割を果たしました。

§3. 2015年総会決議で問われるもの

2015年の日本決議が置かれている状況を考えて、日本はもう一度第1回決議の初心に帰って、日本のみが果たしうる、また果たさなければならぬ使命を反映した革新的な決議案を提案すべきだと思います。以下の4つの背景があります。

(1) 核軍縮の行き詰まり

2010年以後の核軍縮の行き詰まりを打開する必要があります。地球上の核弾頭の95%を占める米口に対して、新STARTの次の削減に向けた交渉を早期に開始するよう求めることが必要です。その際、従来のように早期交渉を促すだけでなく、「核兵器のない世界」に向かうためには、他の核兵器国が一つのテーブルにつく条件を整えるために、弾頭数を数100発まで削減する数値目標に言及すべきであると考えます。米口に続いて多数の核弾頭を有するフランスが300発の弾頭を有しているからです。NGO「グローバルゼロ」の専門家報告書は、米口とも安全保障を損なうことなく500弾頭レベルまでの削減が可能であると試算しています。このような要求は、今後の議論のベースを作るのに貢献すると思います。また、米口のみならず、すべての核兵器国に対して、核兵器の近代化を中止し、兵器の経年退化を安全管理する以上の行為を行わないことを求めるべきであると考えます。その論拠は、2010年NPT再検討会議最終文書において、すべてのNPT加盟国は「NPT及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求することを誓約する」(行動1)と合意しているからです。この合意は、別の理由で採択されなかったとはいえ、2015年NPT再検討会議最終文書案

(NPT/CONF.2015/WP.58、以下「最終文書案」)においても繰り返されています(第7節)。

(2) 核兵器使用の人的影響についての知見の深まりと広がり

2010年以後の核軍縮の国際的努力の重要な傾向は、核兵器使用の人的影響についての考察があらゆる核軍縮努力の基礎になるべきであるという認識が共有されてきたことです。採択間近であった2015年「最終文書草案」も「これらの(人的結末についての)意識が『核兵器のない世界』に向けた加盟国の努力に緊急性を与えるべきである」(第154節第1項)と強調しています。この緊急性が新しい日本決議に表現されるべきです。それは、直ちに時間を区切った核廃絶への道程を示すことができなくても、世界が確実に「核兵器のない世界」に向かっていることを具体的に示すことによって表現できると考えられます。その具体的内容の核心は(4)項に述べる「開かれた協議の場」の設立です。

(3) 注目される核兵器依存国の役割

人的影響の議論の深まりとともに、核軍縮については、核兵器保有国と「核の傘」に依存する核兵器依存国が、ともに責任があるという議論が強まっています。その意味では、核兵器依存国のなかで、「いかなる状況においても核兵器が二度と使われないことが、人類の生存そのものに関わる関心事である」という共同声明に、最初は不支持を表明しながら途中から支持に転じることを決意した唯一の国である日本政府への注目度は大きいと言わなければなりません。被爆国として当然の役割が、今回の決議案ほど問われる場面はないと考えます。その上、2015年「最終文書案」においては、2010年最終文書で「軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性のさらなる低減」(行動5c)という核兵器国に対する要求であったものが、「次の再検討サイクルにおいて、すべての関係国が見直す」(第154節7項)要求へと強化され、日本政府もそれに合意する予定でありました。つまり、日本自身が核兵器依存政策を見直す誓約を引き受けたと考えます。日本決議案においては、この点に関して日本自身が変わることを前提とした内容を盛り込むべきではないでしょうか。私たちは新しい非核兵器地帯を模索すべき地域として北東アジアに言及することによって、これが可能であると考えます。

(4) 核兵器禁止の法的枠組みを議論する場への要求

核兵器使用の非人的結末が、核軍縮の緊急性を高めるなかで、2015年NPT再検討会議の一

つの争点は、2010年に合意した「核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払う」(NPT/CONF.2010/50 (Vol.1)、20ページ)の内容をどのように実現するかという点にありました。会議に至る過程において、包括的核兵器禁止条約(NWC)や簡易型禁止条約(バン条約、NWBT)、枠組み条約、ビルディング・ブロック・アプローチなど多くの案が出されました。これらの議論をする場について2015年「最終文書案」は「『核兵器のない世界』の実現、維持に貢献するとともに必要とされる法的条項やその他の取極めなど、NPT第VI条の完全履行のための効果的措置を特定し熟議するための公開作業部会(OEWG)を第70回国連総会の中に設置すること」(第154節19項)を提案しました。そこでは全会一致制の議事運営することが望ましいとしていますが、議事運営については国連総会の専権事項であることも書き添えています。日本決議はこの成果を活かした、いっそう積極的な提案

を行うべきであると考えます。軍縮会議(CD)の行き詰まりを考えるならば、全会一致ではなく極少数が拒否権をもつ結果にならない議事運営ルールが求められます。また、OEWGにおける法的議論の整理のために、OEWGが専門家下部組織を設立することなど、日本政府が積極的な追加提案をするべきであると、私たちは考えます。

S 4. 新「日本決議」に関する要請

以上の考察を踏まえて、ピースデポは核軍縮に関する新しい国連総会「日本決議」について、次のことを要請します。

1. 従来の形式にとらわれず、核兵器使用の非人道性の意識に根差した緊急性を訴え、現在の核軍縮の停滞を打ち破ろうとする意欲をもった決議案を求めます。その意味で、課題列举の総花的な決議が必要であるとの考えがあるとするならば、それとは別に、新しい軍縮の時代を切り拓く特色のある第2の決議案を提案する

国連総会における核軍縮「日本決議」への主要国の投票パターン

年	決議の略称	投票			米	英	仏	口	中	インド	パキスタン	イスラエル
		賛成	反対	棄権								
		○	×	△								
1994	究極的廃絶	163	0	8	△	△	△	○	○	△	○	△
1995		154	0	10	○	○	○	○	△	△	△	△
1996		159	0	11	○	○	○	○	△	△	○	△
1997		156	0	10	○	○	○	○	○	△	△	△
1998		160	0	11	○	○	○	○	○	△	△	△
1999		153	0	12	○	○	△	△	△	△	△	△
2000	廃絶の道筋	155	1	12	○	○	△	△	△	×	△	△
2001		139	3	19	×	○	○	△	△	×	△	△
2002		156	2	13	×	○	○	○	△	×	△	△
2003		164	2	14	×	○	○	○	△	×	△	△
2004		165	3	16	×	○	○	○	△	×	△	△
2005	新たな決意	168	2	7	×	○	○	○	△	×	△	△
2006		167	3	8	×	○	○	○	△	×	△	△
2007		170	3	9	×	○	△	○	△	×	△	△
2008		173	4	6	×	○	○	○	△	×	△	×
2009		171	2	8	○	○	△	○	△	×	△	△
2010	結束した行動	173	1	11	○	○	○	○	△	△	△	△
2011		169	1	11	○	○	○	○	△	△	△	△
2012		174	1	13	○	○	○	○	△	△	△	△
2013		169	1	14	○	○	○	△	△	△	△	△
2014		170	1	14	○	○	○	△	△	△	△	△

ことを求めます。

2. 「核兵器のない世界」を達成し維持するために必要な法的枠組みについて継続的な議論を保証する、すべての国と市民社会に開かれた協議の場を設立する内容の決議案を提案してください。2015年NPT再検討会議「最終文書案」に盛り込まれたOEWG案を手掛かりにすることができます。すでに行き詰まりを見せている全会一致の会議運営ではなく、国連総会が定める議事運営で行われるべきです。また、OEWGが専門家下部組織を設置することなど、日本の積極的な追加提案を求めます。

3. 日本自身が核兵器依存の政策から脱しようとしていることを示す決議案となることを求めます。上述のように、日本は今年のNPT再検討会議「最終文書案」において、すでに核兵器の役割を低減するために政策の見直しをする誓約の準備があったはずですが、そのことを踏ま

え、核兵器に依存する国が核軍縮のために担うべき役割に決議案の中で言及して下さい。そして、北東アジアにおいては非核兵器地帯の設置を検討すべき時期に来ていると述べることを要請します。

4. 世界が確実に「核兵器のない世界」に向かって歩んでいることを担保する決議案であるべきです。そのためには、核兵器の近代化の中止と保有核兵器数を今以上に増やさないことは勿論、兵器の経年退化の安全管理を超えるような行為の中止を求める内容が必要です。また、米ロに対して新START条約の先の核兵器削減を求める際には、核保有国全てが削減交渉テーブルにつく条件を整えるため弾頭数を数100レベルまで削減することを求めるべきです。

(以上)

北朝鮮	イラン	キューバ	ブラジル	南アフリカ	アイルランド	メキシコ	ニュージーランド	エジプト	スウェーデン
△	○	△	△	○	○	○	○	○	○
△	△	△	△	○	○	○	○	○	○
△	△	△	△	○	○	○	○	○	○
△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
△	○	△	○	○	○	○	○	△	○
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	○	△	△	△	△	△	△	△	△
△	○	△	△	△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
×	△	△	○	○	○	○	○	△	○
×	△	△	○	○	○	○	○	○	○
×	△	△	○	○	○	○	○	○	○
×	△	△	○	○	○	○	○	○	○
×	△	△	△	△	○	○	○	○	○
×	△	△	△	○	○	○	○	○	○
×	△	○	△	○	○	○	○	△	○
×	△	△	△	○	○	○	○	△	○

2015年9月、ピースデポ作成

以下のメモは外務省への要請文には付いておらず、本誌掲載時に加えたものである。

【解説メモ】

- (1)1994年の第1回決議は、米・英・仏が棄権しロ・中が賛成した点で際立っている。
- (2)米国が反対した期間はブッシュ政権のCTBT拒否政策による。
- (3)フランスの2009年の棄権理由は、英仏の核軍縮実績に言及がなく、現実的軍縮案への言及が弱い点。
- (4)ロシアの最近の棄権理由は非人道性の強調が文脈を変えている点。
- (5)中国は先制不使用への言及や宇宙武装禁止など重要政策に触れない点に不満。
- (6)インドは差別的なNPTへの加盟要求に反対、核廃絶は平等な時間を区切った方法で推進すべきとする。2010年以降、反対から棄権に緩和したのは日印原子力交渉が始まったことへの配慮か。
- (7)パキスタンはNPTに非核兵器国として加盟できない、FMCTの即時交渉開始に反対。
- (8)2006年の最初の核実験以来、決議はそれを非難し北朝鮮は決議に反対する唯一の国になった。
- (9)ブラジルの主たる棄権理由は決議が核兵器国によるNPT第VI条義務の不順守を述べていない点。

パグウォッシュと核廃絶：人間性への呼びかけ 核なき世界へ前進する道

原題: Pugwash and Nuclear Disarmament: A Call to Humanity
"The Way Forward to a World Free of Nuclear Weapons"

ダグラス・ロウチ

カナダ名誉上院議員、オーダー・オブ・カナダ勲章受章者

2015年7月10日、

カナダ・ノバスコシア州パグウォッシュ、シンカーズ・ロッジ

以下に訳出するのは、カナダ名誉上院議員であり核廃絶運動の世界的な指導者の一人であるダグラス・ロウチ氏が、カナダ・パグウォッシュ会議で行った講演の記録である。氏は、ここで核兵器のない世界を実現するための法的枠組みとして議論的となっている、「簡易型禁止条約」(NWBT)と「包括的禁止条約」(NWC)を取り上げ、両者の間に「橋をかけ」、全体として核兵器を禁じる法を実現するプロセスを生み出すために、有志国家とNGOが協働することの必要性を訴えている。

Douglas Roche

カナダ名誉上院議員。「中堅国家構想」(MPI) 前名誉議長。
1972年から1984年までカナダ下院議員。1984年から
1989年まで軍縮大使を務め、1988年には国連軍縮委員会議長に選出された。1998年から2004年まで上院議員。MPIの
創設者及び初代議長。



[HTTP://ROCHEAPIRG.ORG/PUBLIC_HTML/](http://rocheapi.org/public_html/)

3年前にシンカーズ・ロッジで開催されたパグウォッシュ会議で講演したとき、私は核廃絶が達成されていない理由として次の5つを列挙しました。

- 1.核兵器国とNATOの二枚舌
- 2.非核兵器国の勇気の欠如
- 3.無責任なメディア
- 4.倦み疲れた世論
- 5.宗教界、学問界、ビジネス界のリーダーシップの欠如

確かに、これらの論点は繰り返し現れるかもしれませんが、それでも私たちは前進して、これまで一貫して核なき世界をめざして取り組んできたパグウォッシュ運動がどうすれば、核兵器によって人類が滅ぼされる前に、核兵器を禁じる世界的な法が必要だと明確に表明する人間性への要請を行うことができるのか、見出さなければならぬと考えます。これが、今日私が発したただ一つのメッセージです：**核兵器を禁じる世界的な法をすみやかに確立しなければなりません。**

このテーマは多くの要素から成るので、改め

て私は自分の考えを次の5つの見出しのもとに分類しました。

- 1.氷山の全体を見ること
- 2.人類の連帯：「自らの人間性を心に止める」
- 3.カナダ：歴史の新しいサイクル
- 4.「簡易型」と「包括的」をつなげる
- 5.世論を喚起する明確な目標

1. 氷山の全体を見ること

核不拡散条約の2015年再検討会議は中東問題で暗礁に乗り上げました。あるいは、世論はメディアが提供する断片的な情報をかき集めてそのように信じさせられているようです。1995年以来、中東を核兵器その他の大量破壊兵器のない地帯にするための交渉に、イスラエルを、強制ではないとしても説得して参加させようとの苦しい働きかけが行われてきましたが、私はここでその説明に時間を費やすことはしません。中東問題はNPTの巨大な氷山の一角で、NPTの本質的な問題は水面下にこそ横たわっています。

NPTの45年間の歴史における中心的な問題は第6条のもとでの義務、すなわち、核兵器廃絶の

ための誠実な交渉を始めることです。この点を絶えず強調し続けることが必要です。

1995年にこの条約が無期限に延長されたとき、締約国は次の3つのことを約束しました。包括的核実験禁止条約(CTBT)を1996年までに実現すること。核兵器の製造に必要な核分裂性物質の生産を禁止するための交渉を「早期に妥結」すること。「核兵器の究極的廃絶に向かって核兵器を削減するための、体系的かつ前進的な努力」を決然と追求すること。CTBTはまだ発効しておらず、核分裂性物質の削減をめざす交渉は始まってもおらず、核兵器の総数は15,850に削減されているとはいえ、核兵器国の近代化プログラムによって、年間1,000億ドル以上かかる核兵器が21世紀の残りの年月にわたって維持されることが現実となっています。1,800もの核兵器が今も高度警戒態勢にあることは衝撃的です。偶発的、意図的、あるいはテロリズムによる使用の危険が日々増大しています。ここに今日おいでの方々の皆さんの中に、テロリストがいつの日か核兵器を発射しないと真に確信している人がおられるのでしょうか。

過去20年間、核兵器国は世論を無視し、核兵器廃絶の交渉を完結させる法的義務を確認した国際司法裁判所の1996年の勧告的意見にもかかわらず、第6条を愚弄してきました。核兵器国は恥知らずにも、世界の国々の4分の3が国連での投票を通じて要求してきた、包括的交渉を妨害してきました。ヒロシマとナガサキから70年経つ今も、核兵器は政治的力の源泉であり続け、世界の人口の55%がまだ核の傘の下で暮らし、核抑止論の支持者は核兵器が平和を維持していると(そのほとんどが騙され易い大衆に向かって)主張しています。核兵器の段階的縮小論者が廃絶の実現をずっと先まで延期することで、この政策はまやかしかつたことが判明しました。驚くべきことではありませんが、NPTの協議全体を支配する雰囲気は苦々しいものでした。

2. 人類の連帯:「人間性を心に止める」

人道主義に立つ運動の発展とともに新たな希望の源泉が生まれています。2015年の再検討会議の準備過程で、150を超える国が一連の国際会議(オスロ、ナヤリット、ウィーン)に参加しましたが、そこでは、核兵器が使用された場合の「壊滅的な人道的結末」について時間をかけて詳細な議論が行われました。再検討会議では、どの発言もこぞって「人道的結末」を強調しました。オーストリアといくつかの国が提出した作業文書のある段落には、共通の要請のエッセンスが要約されています。「核兵器のもたらす壊滅的な人道的結末を回避する唯一の方法として、核兵器の完全廃絶に向けた速やかな前進をもたらす

ことを求める国際社会からの圧倒的な要請があることは、認識されるべき事実である。それは、NPTが約束している目標、すなわち核兵器のない世界に向かう原動力である。」

人は、このような心からのアピールはきっと核兵器国の良心に触れることだろうと思うでしょう。しかし、「良心的核兵器国」という言葉は、史上最大の形容矛盾なのかもしれません。人道主義的なアピールを実行に移すと、その結果、核抑止力という軍事ドクトリン(複雑に交錯した欺瞞の体系における中核的問題)は拒絶されることになるかもしれません。核兵器国は、核兵器を最初に発射する敵に対して効果的な報復ができる十分な数の核兵器を保有することを主張します。言い換えれば、核兵器が存在する限り「我々(頭に浮かぶ核兵器国の名に置き換えてください)」も自分たちの核兵器を保有する必要がある」と宣言しているわけです。

それは破綻した論理ですが、非核兵器国が自らにかかる重圧に屈して、国際的な舞台上で核兵器国に抗って立ち上がろうとしていないために、大国は、そんな議論で逃げおおせているのです。最後に、有力な非核兵器国の指導者たちが共にワシントンとモスクワに行って、人間性の名において、またすべての国の人々にとっての持続可能な開発の名において、核兵器は法によって完全に廃絶されるべきだと要請したのは、いつのことだったのでしょうか。

現代の人道主義に立つ運動は、パグウォッシュ運動と全面的に共鳴する必要があります。私たちは1955年のラッセル=アインシュタイン宣言の結語にある、心を揺さぶる言葉を忘れたことはありません。「私たちは人類として、人類に向かって訴える。あなたがたの人間性を心に止め、そしてその他のことを忘れよ、と」。

グローバル化された社会における人権の実現について我々の理解が深まったことで、人類の連帯もあらためて注目されています。人間性、つまり、グローバルな良心の高まりが示されてきたことによって、社会全体の安全について徐々に理解が深まってきました。今こそ、核兵器を禁じ核廃絶をもたらす世界的な法の実現に向けて人道主義的なアプローチを推し進めるときです。

3. カナダ:歴史の新しいサイクル

カナダは好んで、NPTを支持すると語っています。だが、この支持は、よく言っても曖昧なものです。カナダはNATOの政策を忠実に支持していますが、それは今も、核兵器は安全の「究極の保証」であるという立場を維持しています。あたかも冷戦が終わっていないかのごとくに。NATOの諸政策は、2000年にすべてのNPT締約国が

行った核兵器の廃絶に対する「明確な約束」とは矛盾します。カナダはこの約束の矛盾を放置しています。核抑止力が脅かされない限り、核軍縮を一般的には支持する、というわけです。

NPT再検討会議でカナダが行ったスピーチ原稿に目をやって、核軍縮をめざす「法的アプローチ」への取り組みを開始する必要性を訴える声明を出した、新アジェンダ連合という進歩的国家グループに賛同している兆候を探し求めても、それは徒勞となります。カナダ政府は、これに賛同するのではなく、国連大使を最終会合に送り、中東会議の開催を通じてイスラエルに圧力をかける努力を非難させ、続いて、核兵器の廃絶をめざす法的措置を求める人間性への呼びかけを完全に無視するプレスリリースを発表しました。さらに、カナダ政府は、2010年に上下両院において全会一致で採択された、核兵器禁止条約(NWC)へのカナダ政府の支持を求める動議も無視し続けています。また800名を超えるオーダー・オブ・カナダ勲章受章者による同様の要請も無視しています。カナダは、実は1999年にNATOにその核政策を変えさせようとしたのですが、核軍縮については、すっかり道に見失ってしまいました。

私たちは、現在のカナダの政策に対する失望感を克服し、カナダの歴史の新しいサイクルをめざす計画を立てる必要があります。カナダのパグウォッシュ会議が、新たな文明開化の日は遠くないという希望をもって、すべての政党に対して、見識ある革新的提言を今後もし続けることが不可欠です。

4. 「簡易型」と「包括的」をつなげる

人道主義に立つ運動は、核兵器を廃絶するための法的枠組みの構築に着手するプロセスを求めています。ただ、具体的にどのように進行させるかについては未確定な部分があります。

再検討会議の終わりまでに、オーストリアが主導する107の国が「人道の誓約」に署名しました。そこには、「核兵器の禁止及び廃棄に向けた



シンカーズ・ロッジ
1957年に第1回「パグウォッシュ会議」がこのロッジで開催された。写真は2000年7月、梅林宏道撮影。

法的なギャップを埋めるための効果的な諸措置を特定し、追求するよう・・・とあります。最終文書の原案はこの方向で進行しました。そこには、核兵器のない世界への貢献となる「法的諸条項」を明らかにする新たな作業部会を求める記述が含まれていました。しかしながら、このような曖昧な表現による提案にさえ(最終文書には異論があったので、通りませんでした)作業はコンセンサス・ルールにより行われるとの規定が含まれています。つまり、強情な核保有国はまだ進歩を阻止することができるのです。

核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)は、最終文書は核軍縮に関して「許容しがたいほど弱々しい」として激しく批判しました。それは私の感じ方からすれば、優しい小言のようなものです。NPT再検討会議はメリーゴーラウンドとなって、カラカラ鳴るベルや乗り手が上下に揺れては終わりのない円を描いて運動するが、どこにも行きつかない状態です。

9回の再検討会議の実績に基づいていうと、NPTそれ自体が、私たちが核兵器のない世界に導いてくれることはなさそうです。にもかかわらず、私たちは基盤であるこの条約を廃棄することで目標に到達することはできません。NPTを活性化させる新たなプロセスが必要です。ですから、2018年に予定されている「核軍縮国際会議」に向けた準備として、緊急の協議を開催するための公開作業部会を求める、この秋の国連総会での決議を期待しましょう。またもや、そのような作業部会は、実際の行動に移らせないよう、コンセンサス・ルールを利用する核保有国の妨害を受けるでしょう。

核保有国がその非協力的姿勢を十分に示してきたことを念頭に、ICANは、有志国家が自力で前進し、核兵器を「禁止する」条約を確立することを望んでいます。たとえ、そのような条約は核保有国を法的に拘束するものではないとしても。多くの市民活動家が核保有国の敵意に満ちた反対によってあまりにも深い焦燥感を感じているので、この「簡易型核兵器禁止条約(NWBT)」によって(たとえ核保有国の参加がなくても)核兵器に反対する世界的な規範を定立することになるだろうと信じています。では、核兵器を違法なものとして非難することが、核保有国に圧力をかけて、核保有国も参加する、核兵器を禁止・廃絶する世界規模の多国間条約である、包括的核兵器禁止条約(NWC)をめざす積極的な交渉へと参加させる梃(てこ)になるでしょうか? その答えは誰にもわかりません。

ここで、小説でいうところの筋書きが込み入ってきます。核兵器を保有する国が参加しない禁止条約をつくりだすことは効果的でないし、ましてや大衆を核兵器の脅威は去ったとの

誤った考えに導くことは言うまでもない、と多くの政府が考えています。人道主義に立つ運動のリーダーであるオーストリアでさえ、これまでのところ、NWBTをめざす交渉を始めるための、有志国家の会合を実際に招請するようなサインを示してはいません。市民社会の専門家たちの間でもNWBTの有効性について意見が分かれています。支持する者が多くいる(ここでも、核軍縮に立ちはだかる障壁にあまりにも深い焦燥感を感じているため)一方、国際社会は、NWC、あるいは少なくとも、全体として核兵器を禁じる法となるであろう諸条約の枠組みという目標を一貫して追求すべきだと考える者もいます。

この二者択一的な考え方が、有志国家や市民社会が集中的努力を積み上げることを阻んでいます。破綻しているのは核不拡散条約だけではありません。核軍縮運動は泥沼にはまっています。

私は、今必要なのはいくつかの橋をかけることであり、その結果は歴史的に重要なものとなる可能性があるかと確信しています。

第1に、簡易型禁止条約(NWBT)と包括的核兵器禁止条約(NWC)を対立的にとらえる必要はありません。核なき世界を真摯に求める大多数の国が支持するNWBTは、核兵器を非合法化し、NWCに向けた礎石となる可能性がある、と考えられます。この意味では、NWBTに取り組むことはNWCへの扉を開く政治的戦略です。NWBTが成立したら、重要な検証と遵守の取り組みを増大させる刺激剤として作用し、相互信頼性が高まるでしょう。それは核兵器国を軌道に乗せるのに必要なことです。私たちは今、NWCに向かっていかなる前進もしていないことは確かです。それなら、限界のあるものとなるとはいえ、NWBTを構築する試みをしてもいいではありませんか。

第2に、NWBTを構築する上で、核軍縮のリーダーたちは、政府、市民の両方とも、核兵器国に対して「橋」を開放しておく必要があります。リーダーたちは、核大国に逆らっているわけではなく、人間性への呼びかけに答えて、核兵器を禁じる世界的な法を支える枠組みを構築しようとしているのだと示す言葉や行動を見出さなくてはなりません。

第3に、信用できる国(私の考えでは、NPTの生みの親であるアイルランド)が、一步前に出て、有志国の会議を招請し、そこに有力議員や市民社会のリーダーの参加も得て、現存する法的ギャップを埋めるプロセスの交渉をめざす作業アジェンダを作成すべきです。言い換えれば、市民社会の専門家と有志国家が協働して、核なき世界への最良の法的道筋を決定する取り組みを

共に進めてほしいのです。アジェンダを作成するための差し迫った作業は、明文化されなくても、希求から現実へと法的に進んでいく実際の交渉への最初の一步となるでしょう。それは現在の暗黒の中で疑いなく灯すに値する蠟燭となるでしょう。

5. 世論を喚起する明確な目標

私たちは、もちろん、世論が政治的秩序に対して圧力をかけてほしいと願っています。しかし核軍縮自体がこれほど不確実なときに、どうすれば人々に行動を起こすように動機づけができるでしょうか。私たちは、市民社会のリーダーや啓発された政府が結束して、明確な行動の道筋を描く道を見出す必要があります。

奴隷制度、植民地主義、アパルトヘイトの終焉は、最初は支配的考え方からは無視され、次に激しく反対され、とうとう新しい社会秩序の基礎となった社会運動の例だとしばしば言われます。新たな人道的見地からの取り組みは、核軍縮を社会運動にする途上にあります。この運動には定義できる目標、人々がその周りに集まることができる目標が必要です。世論に立法への圧力を期待する前に、人々が核兵器を禁じる法という明確な目標を理解してもらう必要があります。

1948年にインドが独立したとき、1964年に米国で公民権法が成立したとき、1989年にベルリンの壁が崩壊したとき、1994年に自由を求める声の前に南アフリカのアパルトヘイトが撤廃されたとき、そのすべては、要求する大衆が定義できる目標を持っていたから達成できたのです。ガンジー、マーチン・ルーサー・キング、ミハイル・ゴルバチョフ、ネルソン・マンデラといった指導者の背後で世論は結束し盛り上がり、そして社会運動は止めることができないものとなったのです。

今日の核軍縮運動には、定義可能な目標もなく、そびえたつ指導者もいません。しかし、数多くの指導的思想家や活動家は存在して、その人たちは、今展開されているあらゆる考え方の中から、簡易型禁止条約(NWBT)、包括的禁止条約(NWC)、あるいは両者をつなぐ何らかの橋をめぐして、位相のそろったメッセージを生み出すべきです。**世界は、核兵器が人類を滅ぼす前に、核兵器を禁じる世界的な法ができることを切望しています。**大衆に理解できるメッセージがあれば、世論が新聞の一面に溢れないとは限りません。そうなれば、政治的スターが登場して法制度の変革を主導する日は遠くないでしょう。核軍縮は不可能ではありません。私たちは法的道筋を見出さねばなりません。(訳:ピースデポ、翻訳協力:高橋真澄) ㊦

日誌

2015.8.21~9.5

作成:有銘佑理、中村充孝

DPRK=朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮) /
IAEA=国際原子力機関

イアブック「核軍縮・平和2014」

—市民と自治体のために

編著:NPO法人ピースデポ/監修:梅林宏道

発行:緑風出版/2014年11月30日/A5判 356頁

会員価格1700円/一般価格2000円(ともに+送料)

特集 核兵器:非人道性から禁止の法的枠組みへ

■2013年のキーワード:
核軍縮/米軍/自衛隊/自治体とNGO ほか
■市民と自治体にできること
■豊富な一次資料

- 8月21日 南北朝鮮間で起こった地雷事件に関し、板門店にて両国政府高官が会談。
- 8月22日 「平和学の父」であり「積極的平和」の提唱者、ヨハン・ガルトゥング氏が離日(19日來日)。滞在中、安倍首相の掲げる「積極的平和主義」は概念の誤用と批判。
- 8月23日 イラン核合意を受け、イギリスとイランの間でそれぞれ大使館を約4年ぶりに再開。英外相とイラン石油相がイラン産原油の取引再開に向けて意見交換。
- 8月26日 シシ・エジプト大統領、ロシアにてプーチン大統領を訪問。ロシアからの原発輸入について「最終合意は間近」と表明。
- 8月26日 広島で第25回国連軍縮会議。23か国・5国際機関の政府関係者や核軍縮専門家が核兵器廃絶の方策を議論。28日まで。
- 8月26日付 IAEAがDPRKの核問題報告書を作成と報道(共同)。寧辺の核施設で、軽水炉の配電用とみられる施設を建設していると指摘。
- 8月27日 IAEAとカザフスタン、国際管理下で低濃縮ウランを備蓄・供給する「核燃料バンク」の設立を合意。
- 8月28日 ライス米大統領補佐官、北京にて習近平中国国家主席と会談。ライス氏は「関係発展を維持することを期待」と発言。
- 8月30日 参院で審議中の安全保障関連法案に反対するデモに主催者発表で12万人が参加、過去最大規模となる。
- 8月31日 IAEAが東京電力福島第一原発事故の最終報告書を公表。日本では原発が安全との思い込みがあり、災害への備えが不十分だったと指摘。
- 8月31日 九州電力、川内原発の「フル出力運転」を開始。
- 9月2日 朴韓国大統領、「抗日戦争勝利70年記念式典」参加のため訪中、習国家主席と会談。10月末頃に日中韓首脳会議を開催する

ことで合意。

- 9月3日 北京にて「抗日戦争勝利70年記念式典」が開催され、習国家主席は「軍30万人削減」を宣言。国連事務総長が参加したことに安倍首相は「残念だ」と遺憾の意を表明。
- 9月4日 日本政府、イランと投資協定の締結に向けた交渉の開始を発表。
- 9月4日 サウジ国王、ホワイトハウスにてオバマ大統領と会談。イラン核合意について支持を表明。

沖縄

- 8月22日 「平和学の父」ガルトゥング氏、来県。
- 8月22日 ノーム・チョムスキー氏ら海外識者74人、知事に辺野古埋立承認取消し求める。第三者委の検証結果受け緊急声明発表。
- 8月24日 石垣市・与那国町、育鵬社版の公民教科書など9教科15種目を採択。
- 8月25日 米軍ヘリうるま沖墜落事故受け、県議会が同機種の飛行停止・基地整理縮小を求める意見書を防衛局へ提出。
- 8月26日 「辺野古・高江を守ろう! NGOネットワーク」設立。グリーンピース、ピースボートなど14のNGO・市民団体が参加。
- 8月27日付 辺野古集中協議、国・県ともに議事録・議事概要作成せず。国側、「記者対応で情報発信」と説明。
- 8月27日付 沖縄防衛局14年度発注工事、県内受注額大幅減。前年度比42ポイント差。辺野古関連など大規模事業発注が影響か。
- 8月27日 海保、宮古島周辺に尖閣対処拠点整備へ。伊良部島が有力候補地。外国漁船の領海侵入対処に新型巡視船の運用目指す。
- 8月27日 海外演習参加のオスプレイ10機、普天間飛行場へ帰還。午前6時37分頃、上大謝名で103.7デシベルの騒音を記録。
- 8月29日 菅官房長官、翁長知事へ高江ヘリパッド建設への協力要請。知事は返答保留。

留。

- 8月30日 県内各地で安保法案反対集会。那覇市では約2500人が参加。宮古島では陸自配備にも反対の声。
- 8月31日 県議会、安保法案廃案求める意見書を賛成多数で可決。
- 8月31日 防衛省、16年度予算概算要求決定。宮古島陸自配備の用地取得・敷地造成費として108億円盛り込む。
- 9月2日 稲嶺名護市長・佐喜真宜野湾市長、翁長知事へ辺野古集中協議参加を要請。
- 9月2日 辺野古埋立て土砂採取反対署名に14万1656筆。九州・沖縄の平和運動団体など8団体が活動。衆参両院・防衛省へ提出。
- 9月2日 CH53E輸送ヘリ、米ノースカロライナで墜落。普天間にも同型機8機配備。
- 9月3日付 自衛隊統幕長、昨年12月翁長知事就任直後に米海兵隊総司令官へ辺野古移設推進堅持の方針伝える。
- 9月3日付 浦添市米軍基地周辺で捕獲のハブ体内に高濃度PCB・DDT。名桜大・愛媛大研究グループが汚染源調査の必要性指摘。
- 9月4日付 米海兵隊グアム移転、21年にも開始。米海軍省統合グアム計画室長・シャーン氏が明言。米軍準機関紙「星条旗」報道。
- 9月5日 辺野古新基地建設反対訴えシュワブゲート前で県民集会。約3800人が参加。
- 9月5日 佐喜真宜野湾市長、次期市長選へ出馬表明。投票日は来年1月24日。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 アボリション・ジャパンMLに参加を

join-abolition-japan.dl.NY@ml.freeml.com にメールをお送りください。本文は必要ありません。(freemlに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

今号の略語

- CTBT=包括的核実験禁止条約
- FMCT=兵器用核分裂性物質生産禁止条約、またはカットオフ条約
- NATO=北大西洋条約機構
- NPT=核不拡散条約
- NWBT=簡易型核兵器禁止条約
- NWC=包括的核兵器禁止条約
- OEWG=公開作業部会
- START=戦略兵器削減交渉(あるいは条約)

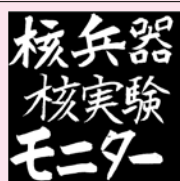
ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、又はその両方が選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>
吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>、荒井摂子<sarai@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージは休みます

名簿データベース整理につき、宛名ラベルへのご連絡はしばらく休止させていただきます。近々に別の形でご連絡いたします。●会員番号(6桁); ●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ」等の情報。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

荒井摂子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、大嶋しげり、高橋真澄、津留佐和子、中村和子、中村充孝、原三枝子、丸山純一、吉田遼、梅林宏道